

第五十五回 参議院 地方行政委員会 會議録第十六号

(一六三)

昭和四十二年六月二十日(火曜日)
午前十時四十七分開会

出席者は左のとおり。

委員長 仲原 善一 君
理事 林田 悠紀夫 君
吉武 恵市 君
占部 秀男 君
原田 立君
岸田 幸雄 君
小柳 牧衛 君
高橋 文五郎 君
津島 文治 君
中村 喜四郎 君
林田 正治 君
鈴木 壽君
林 虎雄 君
松澤 兼人 君
松本 賢一 君
市川 房枝 君
政府委員 自治省 財政局長 細郷 道一 君
事務局 常任委員会専門員 鈴木 武君
説明員 自治省 財政局長 横手 正君
付税課長

本日の会議に付した案件

○地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(仲原善一君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

地方交付税法の一部を改正する法律案、昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律案を一括して議題といたします。

御質疑のおありの方は順次御発言を願います。
○鈴木壽君 ちよつと先だつていただきました資料のことでお尋ねを、二いたしたいと思ひますが、特別事業債の元利償還の計画のそれをいただきましたか、これに関連をしまして、数字的なことをもうちよつと確かめてみたいと思ひます。

四十一年度の特別事業債千二百億というのは、いわゆる公共事業の実施に伴つて、地方ではいろいろな仕事の負担をしていく。その場合に足りないので、少しぼんやりした言い方で恐縮でございますが、大体そういうことだと思ひるのでございます。そうしますと、そのうち、交付税算定の中で一般財源に振りかえられて発行したものがある、その額は九百十九億、こういうことなんです。

か。それとも、交付税算定における一般財源に振りかえた分はもつと別の数字で、いわゆる公共事業施行の、実施のいわば地方負担分の財源として九百十九億を必要としたと、こういうことなんです。か、そこら辺もちよつと数字的に……。

○政府委員(細郷道一君) 千二百億のうち九百十九億が、交付税の需要額を削減したのに見合つて出された。したがつて、本来なら一般財源で与えてしかるべきものであつた。残りは公営住宅、義務教育あるいは過年度災害復旧事業等の充当率の引き上げということに充てるために発行をいたしました。したがつて、従来一般財源、いわゆる交付税の需要算定上の一般財源によつて手当てができていたものに見合つて出されたものが、ここに書いてあります九百十九億である、こういう

ふうに御理解いただいてよろしいと思ひます。

○鈴木壽君 そうしますと、千二百億のうち九百十九億というものが、交付税算定の、基準財政需要額算定の際の、いわゆる一般財源としてある数字が出てくるのですが、その引き当てに振りかえのために発行されたものであり、残りのそうしますと二百八十一億ですか、まあ差がちよつとあれですが、いづれ若干の差というものが……。

これはしかし、そうしますと、当初予定されておつたこの特別事業債というものを発行するといふその考え方、それとは若干違つた形で、いわば地方団体の財源不足を補うためのものだといふふうに見ざるを得ないわけですね。その点そういうふうに見えるべきだと思ひますが、どうでしょう。

○政府委員(細郷道一君) 荒つぽく申しますと、千二百億のうち九百十九億が、一般財源削減分に見合つ分、残りの三百億は、起債の充当率の引き上げに見合つ分、こういうことでございまして。
○鈴木壽君 そうしますと、およそ三百億円というものは、一般会計債といひますか、普通債といひますか、そういう性質のものであるということだと思ひますが、これは千二百億円発行するといふ、特別事業債という名で発行するといふそのときの考え方から違つてきてゐるわけですね。そうですね、一部……。

一年度ではそれがふえてゐるわけでございます。そこに見合つたものが九百億ということですが、その見合いの道路でありますとか港湾でありますとか、そういう地方負担に特別事業債を、従来の起債を見たものに、それに上のせをしなつたわけでございます。それがちよつと地方負担一ぱいに実になつてゐるわけでございます。そういう事情もございまして、他の災害復旧、これも従来から過年度災害事業は、大体起債の充当が七割くらいであつたと思ひます。従来から少し引き上げるようにという要請は、毎年度繰り返されておりました。また、公営住宅なども、土地代も入るものでございまして、充当率を引き上げていきたい、こういうような考えがあつたものでございまして、それらのほうに三百億相当分を充てる、こういうことでございまして。

○鈴木壽君 四十年年度ベースで、当時およそ六百億円という話を私ども聞いておりましたし、それが四十一年度では九百十九億ということなんです。か、そういう計算をなされた上で地方債を、その分だけ振りかえて地方債を発行したと、それきちつと数字が合ひますか。

○政府委員(細郷道一君) 四十年年度では約六百億でありましたが、四十一年度では、そのいろいろ事業の単価が上がつてゐる分もございまして。それからまた、事業量が伸びてゐる分もあるわけでございます。したがつて、四十一年度においては、それに見合うものとして九百億というのを充てたわけでございます。

○鈴木壽君 あんまり言つて、これは公開のところであんまり言つて、ちよつと差しつかえるのではないかと申すのですが……。
○委員長(仲原善一君) ちよつと速記をとめてください。
〔午前十時五十八分速記中止〕

〔午前十一時十一分速記開始〕

○委員長(仲原善一君) 速記を起してください。

○鈴木壽君 償還計画を見ますと、四十一年度分の利子二十一億何がしというのがありますが、これは全然見てもえなないわけですね。四十一年度の六十四億五千万円ですが……。

○政府委員(細郷道一君) 個々の償還所要額は、実は金利並びに発行条件を一定にして、発行見込み額で総体として理論計算をしたものでございまして。したがって、個々の団体が、特に繰上金の場合に発行条件、金利が違つてまいりますと、少しそれによるズレが出てくる予定でござい

ます。それからもう一つは、四十一年度につきましては、これは年度の半ばに発行されるという前提で計算をしてございすけれども、現実にはほとんど全部が年度末に発行いたしております。したがって、四十一年度の利子は、計算上は出てまいりすけれども、現実にはほとんどない、こう考えております。

○鈴木壽君 四十一年度における地方財政計画で、およそ三十億だつたと思いますが、償還分というのを見ておりましたね。いまのお話から、ほとんど利子の負担をしておられないという、負担をしておられないのであればいいのですよ、おらなければいいのですが、いま申しましたように地方財政計画の中にも三十億の利子分を見ており、この計画表の中にも二十一億七千五百万円という数字が出ておるものですか、私は若干あるのじやなからうかと、こう思ったのですがね。もしあるとすれば、額が違つてきておるならともかくとして、もしあるとすれば、たてまえからして、四十一年度における利子分も見てやるべきじやないだらうかと、こう思ったものですからね。

○政府委員(細郷道一君) 当初の財政計画には、やはり年度の中央で発行されるだろうと、平均的に見て、それで見込みとして計上してございす。従来もたいいてい起債を起します場合の公債

費の計算をいたしますときは、年度当初はそういう平均的な姿で、半ばに出るであろうということでは、その金利を計算いたしてございす。しかし、この特別事業債につきましては、現実問題として、先ほど申し上げましたように、ほとんどが年度末に発行いたしてございす。個々の団体を見てまいりますと、それは年度内発行で多少の金利があらうかと思ひますけれども、それはそう大きな額でなく、その財政の運営上特に支障を来たすというふうなものではない、こういうふうな考えております。

○鈴木壽君 何べんも繰り返すやうでなんですすが、額の多少にかかわらず、私はやはり、地方団体に迷惑かけないのだということをしばしば繰り返している、そういう点からいっても見てやるべきだと、この思ひのところがね。これはその団体によつて違つていしうし、また、ある団体をとつてみましても、そう大きな額にならぬというやうなこともあるかと思ひますけれども、こうして元利補給をやつていくのだ、これは四十一年度限りというより一応なつておるまいけれども、四十三年度以降もやつていくことだと思ひますから、これはどういふふうになるかわかりませんが、そうすれば、四十一年度において四十一年度分のそれについてもやはり見てやるのが至当だと思ひますがね。これは各団体ごと、四十一年度でこの種の起債をして、その四十一年度において負担すべき利子額というやうなものをばつきりつかんでおられますか。

○政府委員(細郷道一君) まだ、四十一年度の実際の実績額はつかんでおりません。時期的にまだつかんでおりません。それからもう一つは、この利子あるいは元利の補給をする、こういう形で補給をする場合におきましても、二つ行き方があつてございす。現実には支払つた利子額を補給するなり、あるいは手当てをする、こういう行き方が一つございす。もう一つは、この四十二年度に対して私どもがとつております措置は、現実の利子というより

は、計算上出てくる利子額、したがって、一億発行したら、政府資金であれば六分五厘、公債であれば七分三厘というところで一応きめまして、そうして利子額を理論上計算をして、その相対的な需要を立てる、こういう行き方、今回はそういう措置をとつておりますが、その二つあるわけでございます。

もし前段のほうでございす、現実には支払つた利子額ということ、先生のおっしゃるやうなことになるかと思ひます。ところが、実は過去にいたつたわけですが、過去の経験から見ますと、途中で元金の借りがえをしたり、あるいは低利のものに借りがえをしたり、いろいろ各団体がまちまちなことをやるものでございすから、現実の利子額ということになると、非常に事務計算上誤りが起りやすい。そうしてまた、団体間に不公平が起る公算があるわけでございます。そういうふうな経緯にかんがみまして、今回、四十二年度については、発行額を頭にして、そうして政府資金については六分五厘、公算については全部七分三厘、こういうことで計算をして需要を立ててもらふ、こういう行き方をとつたわけでございます。

それから、いま一つ四十一年度の問題につきましては、従来から元利を補給いたしますときに、利子の実際に支払ひ期に当たる年度において措置をする、こういう行き方をとつております。したがって、年に、大体地方債を発行しますと、二回、利子あるいは元利金を支払うというのが通例でございす。それでございす、年度の後半に借り入れた場合には、最初の利子が、ほとんど半分の場合が翌年度の当初に利子の支払ひ期が到来するといふやうなことで、四十一年度、こういう理論上の計算は出てまいりすけれども、支払ひ期の属する年度に需要を立てるという行き方でございす、いま申し上げましたやうなことで、四十一年度利子を支払うという事態はほとんどない、こういうふうな考えて、こういう措置

をとつております。

○鈴木壽君 利子補給のしかたに二通りあるとか、そんなことでなくて、実際の支払ひ利子、それをそのまま補てんをしてやるという行き方もあるでしうし、あるいは今回とられたやうなこういふ一つの形で利率なんかをきめて押えて、そしてその計算のもとに出てくる利子額を補てんしてやるという、確かにそういうことはあると思ひます。私はそういうことでなくて、四十一年度分の利子というものを、ですから、この額がいいとか悪いとかこういうことじやありません、お話しのような異動のあることは私もわかりませんから。しかし、実際に利子を地方団体では負担をしておるのですから、それを見てやるべきじやないか。方法はいろいろあると思ひます。そうすると、かりにある団体で五百万か千万か、あるいは三千万かわかりませんが、いづれ負担をしておる、ことになつてから四十一年度分を払うのです。それを全然見てやらないというのはおかしいじやないかと、こういうことなんです。

○政府委員(細郷道一君) それは先ほども申し上げましたように、四十一年度の相当期間中の金利は確かにあるわけでございますが、現実には財政上の支出をするのは利子の支払ひ期、それは大体半年ごとでございす。それでまいりますと、少なくとも四十一年度の年度後半に借り入れをいたしましたものは、利子を現実には払うのは四十二年度、こういうことでございす。

それで、特別事業債の場合に、年度の前半で借り入れをしておるといふのはまずないと思ひます。年度後半でも、年度の後半も終わりのほうに借り入れをしておる、こういうふうに見て、こういう措置をいたしてございす。したがって、この措置によつて、四十一年度のそれぞれの団体に利子負担額相当額をめんどうを見なかつたというところの影響はほとんどないものと、こういうふうな考えております。

○鈴木壽君 それは四十一年度補給してやる中に、あるいは去年の分の払ひ額も入つておるの

じやないですか、支払うときに。その金も使えるのだからと、こういうことだと思ふのですが、しかし、もともと四十一年度分のは計算に入らないでしよう。だんだんおくられていくだけだ。最後にはまた残りますよ。そういうことになるのじやないか。それは、払うときは直接四十一年度中には払わなかつた。四十一年度には払う。しかし、それについて何も見てくれないのだから、たまたま四十一年度で払うためのそれに対する補てん額が、かりに一億なら一億とした、その中で食つておるだけの話ですね。それでもつて四十一年度分も補てんされた、こういうことにはならぬでしょう。

○政府委員(細郷道一君) 全体としては、金利の総額というのは一定年数にわたるわけでございまして、借り入れ時期がおくられば、それだけ償還完済時期もおくらまして、年度としてはずれる、こういうことになると思ひます。

○鈴木壽君 言ひたいことは、そしてまた、してもらいたいことは、これからも続けていくでしようから、その全部の利子、これは全部の利子といつても、実額という場合と多少違つてくると思ひます、こういう計算でいきますから。しかし、こういう計算であつても、一応全部の各年度ごとのそれを残らずに補てんできるようにすることをすべきであると思ひし、また、そうしてもらいたい、そういう気持ちから言ひつておるわけですね。

現に、たとえば四十一年度のいつこれは補給されるかわかりません。今回の措置によつて、これからいつ実際に金がどういふ形で行くかわかりませんが、もう六月あたりになりますと、昨年度において借り入れをした分についての利子、額はともかくとして、現実には地方団体では払つてゐるんですよ、半年ごとに行つていくということによつて。しかし、これがここに盛られてある六十億でも六十四億でも——実際の交付税で措置していくというのは、交付団体では五十三億ですか、実際の金というものは五十三億とあつたわけ

ですね。しかも、それは四十一年度分の計算としていつてゐるんだから、やはり四十一年度のやつというものは、もし後半においてでも借りたものは、それだけの利子を補給されないままに払つてゐるということですね。実際問題として、あとからまとめて四十一年度分としてゐるから、目につかないかもしれないけれども、実際はそういうことになるでしよう。四十一年度分のやつも見るんだ、こういうことで、ここに出ておる六十四億五千百万、四十一年にはどのくらいいふかわかりませんが、かりに全部でなくとも、若干でも合せて見てゐるといふのであればいいでしようけれども、そうでないでしよう。金のやりくりとか融通とかいふ点についてはあまり心配ないかもしれないけれども、実際の利子負担という点になりますと、四十一年度分は何らの補てんを受けないままに地方団体がそれをやつておる、私はこういうことになると思ひますがね。

○政府委員(細郷道一君) 借り入れの時期が、ここで計算をいたしました基礎とした時期よりも、現実にはずれておると思ひます。したがつて、借り入れがずれば、さつき申し上げたように、償還完済の時期はまたずれるわけでございします。この終わりのほうの年度が少しずれてくるのが起る、こういうことになるかと思ひます。したがつて、全体としては、なお明年度、四十三年度以降の措置をとる場合には、よく研究をしていきたいと思ひます。ただ、四十一年度分におきましては、年度間に利子支払いというものは二度しかございせんものから、この措置でいけるもの、こういうふうな考へておられます。

○鈴木壽君 いまの九百億というのは、もうあれでしよう、実際の現金の入手は、多少四月に越したというふうなことがあるにしても、実際の発行というものは四十一年の三月三十一日で終わつてゐるでしよう、九百億というのは、そういうふうなんですか、繰り越してあります。

○政府委員(細郷道一君) ここで差し上げてあります資料の九百十九億は発行見込み額でござい

すので、個別の団体が——起債は多くの場合、その年あるいは翌年度に借り入れすることができるといふ起債議決をとつてゐる界が多いと思ひます。この団体にとつては多少のズレがあるかと思ひますが、ほとんどは年度末までに発行してゐるものと、こういうふうな考へておられます。

○鈴木壽君 そういう前提に立つてこの四十一年度の利子の計算が出てくると思ふわけですね。ですから、それは四十一年度末で大体終わつておると、したがつて四十一年度においてこれだけの利子がつくから、こういうふうにして補てんをしてやろうということなんです。あくまでもやつぱりその前の時点で、もしかりにですと、これは実際のところと私わかりませんけれども、実際に十月とか十二月とかいう、毎年のね、そういうものがある。その年度のやつはやつぱりここからは、どこでも見てやることはできないという結果になると思ひますがね、こういう計算からしますと、まあたいした額でもないからあれだけれども、元利を全部見てやるんだといふたてまえからすれば、残りなく見てやること——実際の利子の支払額と計算上のそれとの違いは、これは一応あるとしてもですよ、全部見てやるというたてまえでやらなきゃいけないんじゃないだろうかといふことなんです、まあそれはひとつそのぐらいにしておきます。

道路財源についてもちよつとお聞きをしておきたいんですが、資料をいただきましたが、「道路関係単独事業の実績の推移」、それから計画額もあわせて載つてたものをいただきましたが、いわゆる普通の道路事業費と街路事業等、こう二つ入つておるわけなんです。これは、どういふ計算をなさつたのですか。これはちよつと、都市計画事業、区画整理事業なんかと関連をして、なかなかいふ普通の街路事業というものをばしつとらまえることがむづかしいんじゃないかと私は思ひますがね。そういう点から、ここに相当な数字が載つておるけれども、たとえば四十

年度において五百二十七億七千五百万円という数字が載つております。そこら辺のとらまえ方ですね。私自身、これはなかなかむづかしい問題だと思つてゐるものから、それをすぐそのまゝ、いわゆる道路事業費として、まあ道路関係事業といふことになりまして、いづれ道路の単独事業費としてそこに持つてくるのは、何かやはりあなただ方、いま申しましたように街路事業、都市計画事業、区画整理事業等の中において、いわゆる道路費としての街路事業費だとして、びしつと持つてくる何かの方法があるのかどうか、ここら辺ちよつと一言でいいから私お聞きしておきたいのですが。

○説明員(横手正君) 先般お手元にお配りをいたしました資料につきましては、一部推計が入つておりましたので、多少その推計方法等についてはこまかい面がございしますので、私のほうから御説明申します。

実は四十年度の決算統計によりますと、都市計画費の中の街路事業並びに区画整理事業にかかる道路事業、こうした経費が実は区分できなかった第でございします。そこで四十年度につきましては、単独道路費の総額を何らかの方法で推計せざるを得なかつたわけでございしますが、幸い三十九年度の決算状況調べによりますと、都市計画費の中の街路事業、区画整理事業費等がはっきりわかりますので、一応四十年度においても三十九年度と同じ割合で、都市計画費の中で道路事業が行なわれているのであらう、こういう推計をとらざるを得なかつたわけであります。

その場合、大体三十九年度におきましては、県においては大体都市計画費の六割、市町村分におきましては六割五分が道路事業関係に充てられてゐるという率が出てまいりましたので、四十年度も同じ率をとりました結果、街路、区画整理事業関係で約二百八十億程度と見込まれるというふうなことになるわけでございます。確かにこの推計方法が完全だとは申しにくい面がございしますが、多少決算統計で分明らかになる面がござい

たので、こうした推計方法をとった次第でございます。

○鈴木壽君 現実の仕事を見ておつても、なかなかこれははっきり街路事業としてのそれを抜き出して、区別してこの額がこうだということが多くなかなかむずかしいだろうということ、さつきも私申し上げましたように、私自身もそう考えるので、まあひとつのやむを得ない、いわば推計の方法をとらざるを得なかったと思ひます。それはわかりました。

そこで、四十年年度における道路事業、それから街路事業等において、合わせたものが一千四百九十一億八千三百万円、道路事業の地方財源における計画額が一千四百億、約九十億はかり多く仕事をやっているとふうなことになると思ひます。それはそれとして、四十一年度、これまた決算もできない段階ですから、はっきりしたことはお互いこれは言えないと思ひますが、地方財政計画における道路事業費の計画額が千五百五十億円だったと思ひます。これは大体千六百五十億円くらいになるとふうに見られるのですが、どうでしょう。それについて何か見込みというふうなもの、お考えになったことありますか。

○政府委員(細郷道一君) 四十一年度についてはまだ見ておりません。

○鈴木壽君 四十一年度の千八百十億円という計画額がありますね。これは新しい道路整備五カ年計画、今度のね、これに見合つた額として計上されておるのですか、その点いかがですか。

○政府委員(細郷道一君) 新しい五カ年計画の一年度目に当たるものとして、その千八百十億を使つております。

○鈴木壽君 そうしますと、私、実は心配なのは、この前にもちよつと申し上げましたが、今度の道路整備五カ年計画、四十一年度、ことしから始まるということなんですが、その中の地方の単独事業費ですね。もちろん年次割りではできておらないようですが、総額一兆一千億だと、大ざっぱな計算でいっても、平均一年に二千二百

億必要だと、こういうふうになつてゐる。まあ四十二年度は最初の年度ですから、二千二百億といふふうなことじゃなしに、千八百十億といふふうになつてゐると思ひますが、そうしますと、今度は四十三年度、四十一年度には、もしこの計画を完全に遂行するといふたてまえに立つてやるとすれば、四十三年度あたり二千五百億くらい、四十四年度あたり三千億くらいにならないと——これはまことに大ざっぱな言い方で恐縮ですが、この道路整備五カ年計画ができないといふことになると思ひます。国関係のことはともかくとして、地方道関係のそれはもうできないといふことになると思ひますが、もしでかすとしたら、よほどの道路財源といふものの確保といふことについて、これは考えていかなければいけないわけなんです。大きな努力をしなければならぬと思ひます。

そういうことに対して、今回二十五億の道路目的財源が出た。まあこれからの相談をしてやつていくのだと、こういうことではあります。そういうことに対しての見通しといふものをどうつけておられるのか、地方財政の立場からですね。こういう点はいかがでございますか。

○政府委員(細郷道一君) 御承知のように五カ年計画が新しいのがまだきまつておりませんので、政府としてそれを決定する際は、十分そういう財源の見通しを得た上でなければ決定できない、こういうふうな思ひをしております。

○鈴木壽君 私は、これからのことももちろんそうでありまされども、あの計画を政府が立てて発表し、第一年度としてはこうしてやるんだといつてやつた時点において、全体としての地方単独事業分一兆一千億といふものは、ある一つのめどなり方針といふものは立ててまいらなさいといふところはないと思ひますが、その年度年度、こまめけなところともかくとして、そこら辺についてはこの前も聞いたんですが、どうもあやふやだといふように思ひますが、そもそのあの計画を立てる際のあなたの方のあれに対する、何といひます

か、関与のしかたなり、話し合いなりというものがもしないとしたら、私はふしぎだと思ひますが、その点どうですか。

○政府委員(細郷道一君) 新しい五カ年計画はまだきまつておりません。先般総ワケについてだけの一応の了解をめぐりましてとつたわけでございます。その了解の総ワケは、あくまでもめどでありまして、五カ年計画の決定ではないわけでございます。そのめどの総ワケをきめる際に、財源のことを考慮して決定するのだという条件を実はつけてあるわけでございます。したがって、今後五カ年計画を具体的に決定するにあつて、そういう措置をとつてまいりたい、こういうふうに思ひます。

○鈴木壽君 しかし、局長さんね、そのあやふやにするけれども、まあ、めどだとか、これから変わるようなこともあるだろうというふうなことをおっしゃつてはいます。もう予算編成の最終段階で新しい道路整備五カ年計画、この総ワケについて、五カ年間の総ワケについてはいろいろな問題があつて、七兆何千億というふうなものが六兆六千億になつたと、こういういきさつがあつて、事実上これは全体のワケとしてきまつておるわけですね。こまかい年度ごとのそれはまだできておらないでしょう。これからしようけれども、全体の五カ年間の事業費、国の負担分、地方負担分、特に単独事業分、これはもうきまつておるんでしょう。ですから、私そのきまつた段階において、もつと詰めた話が行なわれなければならぬと思ひます。地方財政を担当する立場から、これはいろいろ問題があることなんです。十分これは話し合つた上できまるべきものだ、こう思ひますが、そういうことは、そうすると全然なかつたわけなんです。

○政府委員(細郷道一君) 六兆六千億という総ワケのめどにつきましては、単に道路五カ年計画というだけでなく、今後五カ年間の各種公共投資の総ワケを、一応政府としては二十七兆円と、こう置いておるわけでございます。その中で道路にどれくらい、港湾にどれくらい、河川にどれくらいという配分をする、そういう面からの要請もあつて、総ワケのめどを実はつくつておるわけでございます。

したがって、その総ワケの六兆六千億でございますが、その中にも、先般の了解では千五百億の予備費という、どちらともつかないものを実は入れてある、こういう状況でございます。したがって、どうしても具体的な五カ年計画をつくらなければならぬし、また、つくるにあつては、その財源の問題を検討しなければならぬ、こういうふうな思ひます。

いま一つ、単独の線、一兆一千億といひますのは、大体本年度を千八百億にいたしまして、年率一〇%ぐらい伸びていきますと、五年で一兆一千億ぐらいになるわけでございます。先般も申し上げましたように、過去の道路五カ年計画におきましては、その実際の姿を基礎に将来を伸ばしてまいりますと、財源の問題は別といたしまして、それくらいの規模のものは財源手当をすることによつて、十分可能であろう、こういうふうな見通しを持つたわけでございます。

○鈴木壽君 四十一年度で千八百十億、まあ千八百億円だと、そういうふうにいふ申しませんが、千八百億円で年率一〇%ふえていけば、こう言うんですが、そうすると、そう簡単にはいきません。計算してごらん下さい。四十三年度が大体そうすると二千億あればいいということですね。四十四年度は一〇%そこで積み上げてやつていってもね、そういう地方の単独分の一兆一千億といふことになりませんか、五年間で。

○政府委員(細郷道一君) なります。

○鈴木壽君 なりますか。——それじゃ、なるといふことですから、見ていくしかないな。

実は委員長、あとで道路関係でひとつ今度の二十五億円の措置からんで、今後の道路財源の見方、こういうことに関連して、建設省から来てもらつて、道路計画そのものについて少しお聞きしたいと思ひますので、機会を与えていただくよう

にお願いいたします。

交付税のことについてお尋ねというよりも、むしろもうちょっと御説明をいただきたいと思ひます。この前資料としてお願いをしましたんですが、今度の新しい補正のしかた、事業費の、投資的な経費の算定において、投資態容補正というものが適用されるようになるようでありますが、これについて少し資料に基づいてざつと御説明をいただきたいと思ひます。

○説明員(横手正君) それではお手元に「投資態容補正係数算出方法(道路橋りょう費)」というのを配りしてあります。これは道路橋りょう費につきましては、その道路橋りょうの延長分によりまして投資的経費を算定いたしておりますが、その際に用いる予定の投資補正の係数の算定方法を書き上げたものでございます。考え方といたしましては、左のほうに「投資態容補正係数算定方法」というのがありますが、これが考え方でございます。投資補正の総合係数といいますが、最終的な係数は(a)から(j)までのおのの率が出てまいります。その合算率をもつて投資補正係数というふうにいたす考えでございます。

まず、道路橋りょう費におきましては、国道につきましては一次改良あるいは二次改良、二次補装、橋りょうについても同じように考えておりますが、また、県道につきましては、県道改良、県道補装あるいは橋りょう、こういったそれぞれの面につきまして、あるいは未改良率、あるいは未補装率、こうした各県のそれぞれの率と全国平均の未改良率あるいは未補装率、これとの指数を出しまして、道路費全体に占める、また国道の未改良にかかるとする事業の比重、こうしたものをそれぞれウェイトとしてあらわしまして、これをおのの項目ごとに乗じて係数を出す考え方であります。

たとえば、まず(a)のところでございますが、国道一次改良を例にとりまして、国府県道の実延長に占める個々の県の国道の未改良延長、これが国道の未改良率になります。これへ全国平均の国道

の未改良率でこれを割るわけでございます。そうすることによりまして、全国平均を一〇〇とします。一定の指数が県別に出来てまいります。これへ道路事業費に占める国道の一次改良経費の比重、これが〇・一、一割二分程度になるかと思ひますが、これを乗ずるという形で考えております。

同じように県道改良の場合は(b)でございますが、県道の県別の未改良の延長率、これが県道にかかるとする未改良率になります。これと全国平均の県道の未改良率、これで割りますことによりまして、全国平均を一〇〇とする指標が出てまいります。これへ県道改良の事業費の道路補装事業費に占める比重、これが一割五分、〇・一五前後になるかと思ひますが、この比重を乗じて県道改良にかかるとする係数を出す。以下同様の考え方でございます。

右側に具体的な算定例を出してございます。想定水準のところでございますが、たとえば国道の未改良の延長が百五十キロメートルだ、あるいは県道の未改良は一千キロメートル、国道の未補装が百キロメートル、あるいは県道の未補装は千二百キロメートル、こういうふうな一定の想定をしてございまして、これについて具体的に算定方法を申し上げます。まず(a)のところでございますが、これがその県における千五百キロメートルの国府県道実延長のうち、百五十キロメートルが国道の未改良の延長になりますので、これは割れば十分の一でございます。いわゆる未改良率が一〇％という団体でございます。そうした場合には、これへ全国平均の国道未改良率で割りますこととなるわけでございまして、全国平均国道未改良率分の一といふものが二十になります。また、国道の一次改良の比重が〇・一二になりますので、千五百分の百五十に二十、〇・一二をかけますと

〇・二四という係数になります。

それから、次に(b)の場合でございますが、これはその県の県道の未改良の延長が一千キロメートルである、こういうことになりますので、千五百

分の千、これがその県の県道の未改良率になります。これへ全国平均の県道未改良率分の一といふのが一・八になりますので、千五百分の千へ一・八をかけ、なおウェイトの〇・一五をかけますと〇・一八という係数になります。同じように、国道の一次補装率が千五百キロの総延長のうち、国道の未補装が百キロメートルである、こういう団体でございます。こうした場合には、千五百分の百に一・五をかけ、また比重の〇・〇三をかけて、係数が〇・〇三になります。以下同じような考え方です。

なお、ウェイトの欄でございますが、(a)でいえば〇・一二、(b)でいえば〇・一五、こういうウェイトを上から(j)まで合算いたしますと一になるようにウェイトはつけられてございます。もう未補装率あるいは未改良率、これはどちらかといへば後進県のほうへ比重が上回つてこようかと思ひますが、先進県あたりになりますと、(a)、(b)、ここで混雑度という、あるいは交通量という指標をとらえることにしております。(a)でいいますと、この県の混雑度が一・一〇、こういうような団体の場合には、一・一〇に全国平均混雑度分の一、これが〇・九になりますから〇・九をかけ、さらにウェイトの〇・一三をかけたとき、比重が〇・一三。交通量についていいますと、一キロ当たり千五百台、千五百台キロに交通量を想定をいたしておりますが、こうした場合には千五百かける〇・〇〇三、これは全国平均交通量分の一でございますが、これにウェイトの〇・〇五をかけて〇・〇二というふうな係数になります。

実はこれを想定いたしました団体は後進県のほうになっておりますので、交通量あるいは混雑度がウェイトを下回るというふうな係数になります。ウェイトの〇・一三あるいは〇・〇五よりも上回る係数が出てくる。そういうふうなことで、先進県対策などもこの中では考えられるということになつております。

なお、最後の(j)につきましては、実は道路事業

費は、道路延長にも相関がございしますが、かなり面人口にも相関度が高いわけでございまして、道路事業費のうちの三割、ウェイトでいいますと〇・三〇でございますが、この分は人口に關係して配つたほうが、より実態に合うという面がございまして、国府県道実延長分の人口というふうな指標をとらえて、人口に關係して配る形を考へておる次第でございます。

以上、非常に簡単でございましたが、この点の説明を終わらせていただきます。

○鈴木壽君 従来の補正のしかたから、いわゆるこの投資態容補正という話で、いろいろな資料を用いながら補正をやつていく、こういうことですが、ねらいはどういうところにあるのですか。

○政府委員(細郷道一君) 投資的な経費の算定は、絶えずいろいろ議論があるところであります。この投資態容補正を新たに導入することによりまして、一つには、投資的経費算定のいわば合理化といふことが、そういうことを考えていたこと、これが一つ、それからいま一つには、こういう算定を通じて簡素化もしていきたい、こういうふうな考へておるものでござい

す。

で、特に簡素化の点につきましては、従来は道路につきましても種別の補正をするとか、あるいは密度の補正をするとか、それぞれ各団体ごとによつておつたわけでございしますが、今回は、こういったものの計算は実は私どものほうで大体できるわけでございまして、したがって、一番上にございましてこの例でいえば、(a)から(j)までの合算の一・一三というのがある県の道路の投資態容補正係数ということで、これを一発かけることによつて計算が出てくる、こういうふうな手続の簡素化もこれによつてはかる、こういうふうなことをいたしております。

○鈴木壽君 お話を聞いてみると、簡素化ということ、私確かにこれだと思ひます、建設的な事業につ

いての財政需要、それを一体どう見ていくかというところについて従来の見方、まあいろいろこれは理屈があつてやつておつたわけなんでありまして、どうしてもその一つには、何といひますか、実際に必要な、建設事業のための実際に必要な投資、事業のための実際の経費というものは出てこないのだ、こういうことが一番大きな不満といひますか、あるいは問題になつておつたところだと思ふわけなんです。現状と申しますか、いままでのやり方から申しますと、ある一つの事業なり施設なりというものを想定して、それに対して償却方式でやつていった。たとえば事業補正なんかもやつておりますけれども、いづれにしても、根本になつて考へてゐることはそういうことなんだから、もうすでにできているところについてはこれはいいわけでしょうけれども、これからいろいろ仕事をしたいかなければならぬという、そういうところのいわゆる財政需要には、とうてい遠い算定のしかたであつたということが従来よくいわれておつたと思ひますね。そういうことを今度のこの新しい投資態容補正という、こういうことであることによつて、従来の、現在までのやつておつたそういうことから前進をして、もつと実際に仕事に必要な金を見てやるんだというようになことは言えるのかどうかですね、この点いかがでしょう。

○政府委員(細郷道一君) 結論的にはおつしやるように言へると思つております。と申しますことは、実はいままで、たとえばここに出来ております道路費につきましても、その投資経費を算定するのいろいろなと実はくふうをいたしてまいりまして、そのつど手直しを果はしてきておるのでございますが、手直しが継ぎ足し継ぎ足しになるものですか、その間にすつきりした脈絡が出てこないという心配があるわけでございます。

具体的に申しますれば、たとえば道路では、従来種別補正で幅員別の補正をしたり、道路の種類別の補正をしたり、あるいは特別態容補正によつて改良率のあれをやる、密度補正で自動車の交通量

の補正をする、こういうようなことをやつておつたわけでございますが、最初の状況にかんがみまして、やはり舗装の状況といつたようなことも、どうしてもこれは取り入れたいかなければいけない。また、交通量も、単に一定の区間に自動車が行き通るといふ延長の感覚だけでなくて、そこを通る際の混雑の度合い、幅員の感覚といひますか、容量的な感覚と申しますか、そういうことも必要ではなからうか。幸ひにして、建設省あたりで道路調査をいたしました際に、そういうことも最近には調査が全国的にできるようになりましたので、いま申し上げたようなことで、そういうものを統合いたしまして、かつ、新しいものをつけ加えて、そうしてこのお配りした表にありますが、全国を平均的に見た場合の各府県のズレをこれによつて算定をしていく、こういう行き方をとつておるものでございます。これによつて、まだなお、実数値はわれわれ報告をとつておりませんのでつかんでおりませんが、大体昨年あるいは一昨年等の数値をもとにして、直したもので見込みを立ててみますと、おおむね所期の目的が出てまいるような傾向にございます。そういうことで、こういう方法をとりたいと思つておるわけです。

○鈴木壽君 それでは、いまのお話の中にもありました、たとえば特別態容補正というものが今度なくなつて、考え方としては、この中に、新しいこれの中に包括されたようなことになつてゐると思ふのです。まあいまの特別態容補正というのが、額もあまりたいしたことなし、当初ねらつたそれが、はたしてどこまで効果をあげておつたかというふうなことも、ちよつとあまりはつきりとは言えないと思ふのですが、いづれにしてもあの考え方は、いわゆる低開発地帯、未開発の地区、こういうものを、単に現状のままではやつておいていいんだということなしに、何とか他の進んでおるところまで、いろいろな施設なり、行政水準というものを引き上げていかなきゃならぬという、そういう形で考え出されたものだと思うわけ

ですね。そういうのが、今度なくなるわけですが、具体的に今度の新しいこういうものに、たとえば道路の未改良延長とか、あるいは木橋の状況というふうなところに、ひとつ同じような考え方でも乗り移つてきたというふうに、これは少し抽象的な言い方でありまして、これは少しく考へていひんじやないかと思ふのですが、そうしたやはり考え方なんでしょうか。

○政府委員(細郷道一君) 大体そういう考へてございまして、従来特別態容補正で道路の改良率、交通安全、木橋数というのをとつておつたわけですが、今回はここにごらんをいたしますように、道路の未改良の率、あるいは木橋についてもその延長の比率、そういうようなものを採用しておるわけです。

○委員長(仲原善一君) 両案に対する本日の審査はこの程度にいたします。

次回は二十二日の午前十時を予定いたしております。

本日は、これにて散会します。

午後零時十二分散会

昭和四十二年六月二十六日印刷

昭和四十二年六月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局